○法務省令第十七号

公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第十一条第五項の規定に基づき、公安調査庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　齋藤　健

公安調査庁組織規則の一部を改正する省令

公安調査庁組織規則（平成十三年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（首席調査官） **第二十三条**　関東公安調査局の調査第二部に首席調査官五人を、中部公安調査局、近畿公安調査局及び九州公安調査局の調査第二部にそれぞれ首席調査官四人を、北海道公安調査局、東北公安調査局、中国公安調査局及び四国公安調査局の調査第二部にそれぞれ首席調査官三人を置く。 2　［略］	（首席調査官） **第二十三条**　関東公安調査局の調査第二部に首席調査官四人を、中部公安調査局、近畿公安調査局及び九州公安調査局の調査第二部にそれぞれ首席調査官三人を、北海道公安調査局、東北公安調査局、中国公安調査局及び四国公安調査局の調査第二部にそれぞれ首席調査官二人を置く。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○法務省令第十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　齋藤　健

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　［同上］

区分	定員	備考
本省	四七、一三八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、三二四人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、七六八人	
合計	五五、二二四人	

区分	定員	備考
本省	四七、一〇八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、一八一人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、七四〇人	
合計	五五、〇三三人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。